

安倍自公政権の「亡国の政治」を終わらせよう。解散総選挙で審判を！！



▼地方公共団体は「小規模企業の振興」に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、施策の策定および実施する責務を有する」としています。滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」が制定されており、市町において県と連携した支援策が求められます。

▼守山市においては、市民や業者から要望の多い「一般住宅リフォーム助成制度」や条件が厳しく使い勝手の悪い「小口簡易資金貸付制度」を、今後、国・県と連携しながら、今回制定された小規模基本法に則り、拡充していくことが、求められます。

「小規模企業振興基本法」国会で成立

小規模企業の支援は自治体の責務

11月9日、大津勤労福祉センターにおいて、滋賀県商工連合会による商工交流会が開催されました。6月20日に国会で「小規模企業振興基本法」が成立したことを受け、地方公共団体が小規模事業所にたいし、積極的支援する責務を有することや、今後の各自治体で求められる取り組みについて講演がありました。松葉栄太郎議員が参加しました。

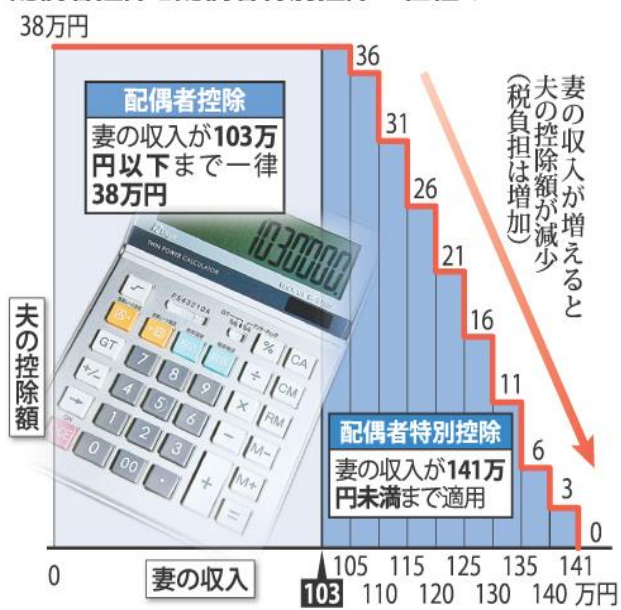
▼小規模企業の振興に関する法律の成立は、1963年の中小企業基本法以来、51年ぶりです。1999年に改正された「多様で活力のある成長発展」へという理念は維持しつつ、今回大きく前進したのは、中小企業の9割を占める334万社の小規模事業者。すなわち「個人事業者をはじめとする従業員が5人以下の事業者」を「小事業者」とし、その事業の「持続的な発展・維持を正面から応援すること」を、目的に制定されたものです。

▼背景には、小規模企業の経営を悪化させている、①人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷、②アベノミクスによる原材料高騰、燃料費の負担増、消費税増税による利益減少など、中小企業をとりまく課題に配慮しないと、地域経済の安定と経済社会の発展は困難と、政権が判断したものです。

配偶者控除 廃止だって？

1400万人に影響・6000億円の負担増！

配偶者控除と配偶者特別控除の仕組み



※夫がサラリーマン、妻にパート収入などがある場合

◆政府税制調査会の総会に、「配偶者控除」の見直し案が提出されました。今後は、政府の経済財政諮問会議や与党で議論され、2016年度から「改正」を目指すとしています。

◆見直しは5案ですが、大きく分けて三つ。①完全に廃止 ②夫婦控除の創設 ③移転的基礎控除の創設。しかし、③はいずれも収入によって不公平が生じ問題が残る内容。政府は「完全に廃止」を目指しているようですが、とんでもない負担増となり到底、国民に受け入れられものではありません。

◆安倍政権は「女性が輝く社会」を成長戦略とし、配偶者控除の基準となる、妻の収入103万円が、働く意欲の障害になっているので見直すとしています。

◆解散総選挙が報道されています。どの分野でも、国民の思いと乖離する安倍暴走政治にNOの審判を下しましょう。

日本共産党
守山民報

守山市議会議員
小牧一美
TEL・FAX 582-3785
http://komaki.jcp-web.net/

守山市議会議員
松葉栄太郎
TEL 584-3077
FAX 584-3466